

平成31年度に向けた各府省における公文書管理体制の強化のための体制整備案について

○総括文書管理者の機能を分担し、行政文書の管理等の実質責任者となる公文書監理官（各府省CRO）が各府省に設置

※内閣官房、内閣府本府、各省及び警察庁については、審議官級を設置。

○「公文書監理官室」注についても、設置に向けた検討が進められており、同室の体制整備のために行政機関全体で24人の新規増員が図られる

※ 増員には時限増を含む。

注：公文書管理の適正の確保のための取組について（平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議）に基づき公文書監理官の下に設置される室をいう。

（参考）主な増員状況（2人以上の増員を行ったもの。）

外務省 6人
内閣官房、総務省、国土交通省 各2人

(参考) 各府省における体制整備イメージ

従来

総括文書管理者（官房長等）

- ・各行政機関の文書管理の全体責任者
- ・監査、研修等の実施を担う

文書担当課（官房総務課等）

- ・他の業務とともに公文書管理を担う

文書管理者（課長級）

- ・個別の文書管理（作成、保存等）の責任者

体制整備後

総括文書管理者（官房長等※）

- ・各行政機関の文書管理の全体責任者
- ※官房長が置かれていない行政機関は総括審議官等となる

■ 補佐・分担

公文書監理官 （「各府省CRO」と通称）

- ・各行政機関の文書管理・
情報公開の実質的な責任者

文書担当課 （官房総務課等）

併任等

公文書監理官の下に 置かれる室 （「公文書監理官室」）

府省内の文書管理・情報公開への対応の適正性・統一性の確保

文書管理者（課長級）

- ・個別の文書管理（作成、保存等）の責任者